

高松市告示第 589 号

高松市病院局告示第 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に高松市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間、方法等について定めたので、施行令第 167 条の 5 第 2 項（施行令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公示します。

令和 8 年 10 月 28 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、建設工事競争入札参加資格者名簿（発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ令和 9・10 年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿及び令和 9・10 年度高松市病院局建設工事競争入札参加資格者名簿とし、以下これらを「資格者名簿」と総称する。）に登載されたものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないこととされている者
- (3) 資格審査を申請する業種（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。以下同じ。）について、申請日（資格審査の申請をする日（次項第 1 号ウ（ウ）の規定の適用がある場合は、当該補正に係る書類を提出する日を含む。）をいう。以下同じ。）に法第 3 条第 1 項の

規定による許可を受けていない者

(4) 審査基準日（令和8年1月1日（第6項に規定する中間年における資格審査及び有資格者に係る業種の追加（以下「中間年資格審査等」という。）にあっては、令和9年1月1日とする。）をいう。次項第2号イを除き、以下同じ。）の3月前の日前に終了した事業年度に係る経営事項審査（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査をいう。以下同じ。）を受けておらず、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(5) 納期限の到来した市税、法人税（個人にあっては所得税。以下この号において同じ。）又は消費税及び地方消費税（市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあっては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納している者（申請日までに完納した者を除く。）

(6) 県内に事務所・事業所（店舗、個人事業者の場合の自宅等を含む。）を有し、個人住民税を特別徴収する義務がある者にあっては、次に掲げる者

ア 法人 次の(ア)及び(イ)の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に掲げる者

(ア) 本店である営業所（法第3条第1項の本店である営業所をいう。以下同じ。）を県内に有する場合 県内市町（本店である営業所が所在する県内の市町、当該市町に個人住民税を特別徴収すべき役員又は従業員がいない場合は特別徴収すべき役員及び従業員の合計数の最も多い県内の市町とする。）において、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（特別徴収をしていない個人住民税について普通徴収から特別徴収への直近の切替時期から特別徴収する旨の誓約書を申請日までに当該県内市町に提出した者を除く。）

(イ) 本店である営業所を県内に有さず、本店である営業所以外の営業所（法第3条第1項の営業所をいう。以下同じ。）を県内に有する場合 県内市町（営業所が高松市内に所在する場合は高松市、営業所が高松市内に所在しない場合又は個人住民税を特別徴収すべき役員若しくは従業員が高松市にいない場合は個人住民税を特別徴収すべき役員及び従業員の合計数の最も多い県内の市町とする。）において、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（特別徴収をしていない個人住民税について普通徴収から特別徴収への直近の切替時期から特別徴収する旨の誓約書を申請日までに当該県内市町に提出した者を除く。）

イ 個人 県内市町（営業所が高松市内に所在する場合は高松市、営業所が高松市内に所在しない場合又は個人住民税を特別徴収すべき従業員が高松市にいない場合は個人住民税を特別徴収すべき従業員数の最も多い県内の市町とする。）において、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（特

別徴収をしていない個人住民税について普通徴収から特別徴収への直近の切替時期から特別徴収する旨の誓約書を申請日までに当該県内市町に提出した者を除く。)

- (7) 高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有する法人にあっては、高松市市税条例(昭和35年高松市条例第3号)による法人設立・開設申告書を申請日までに提出していない者
- (8) 次項第2号イの審査基準日において、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の適用事業所の事業主である者であって、同条の規定による届出をしていないもの(申請日までに当該届出をした者を除く。)
- (9) 次項第2号イの審査基準日において、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の適用事業所の事業主である者であって、同条の規定による届出をしていないもの(申請日までに当該届出をした者を除く。)
- (10) 次項第2号イの審査基準日において、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の事業主である者であって、同条の規定による届出をしていないもの(申請日までに当該届出をした者を除く。)
- (11) 金銭的信用を著しく欠くと認められる者
- (12) 第13項第2号アからエまでに掲げる事項について同意できない者
- (13) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者

2 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、次のとおりとする。なお、詳細は、令和9・10年度建設工事入札参加資格審査申請要領(以下「申請要領」という。)の定めるところによる。

(1) 申請方法

ア 申請書類の提出期間

令和8年11月16日(月)から同年12月14日(月)まで(同日午後5時までに必着のこと。)

イ 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

ウ 申請書類の提出方法

(ア) 一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の申請書類を提出する場合は持参することを認める。この場合の提出期間は、令和8年11月16日(月)から同年12月14日(月)(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日を除く。)までとする。

(イ) 申請書類不備の場合((ウ)の場合を除く。)の取扱い

書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付とする。令和8年12月23

日（水）午後５時までに当該補正に係る書類の全ての提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が２通以上の補正に係る書類を提出する場合は持参することを認める。

（ウ） 次号イの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が申請時に間に合わない場合の取扱い

申請要領の定めるところにより、令和９年２月２日（火）午前９時００分から午後４時３０分までに提出することを条件に、仮受付とする。

（２） 提出書類

建設工事入札参加資格審査申請書（かがわ電子入札システムの企業ＩＤ・パスワードを所持している者は、このシステムに必要事項を入力し、このシステムを利用して出力したものとする。）に次の書類を添えて申請すること。

ア 建設業許可証明書の写し又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）の建設業者の詳細情報（業者概要）を出力したもの

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和７年８月１日から令和８年７月３１日までの間のもの。この期間中に審査基準日が２以上あるときは、最新のもの）の写し

ウ 税に関する証明書等

次の（ア）から（エ）までの区分による証明書等（その証明日はいずれも、申請日前３月以内でなければならない。）

（ア） 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人

- a 営業証明書
- b 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- c 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

（イ） 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する個人

- a 住民票の写し又は申請要領において定める書類（いずれも住民票の住所が高松市内である場合に限る。）
- b 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- c 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

（ウ） 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人

法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

（エ） 高松市内に営業所を有しない個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

エ 前項第８号から第１０号までの届出をしていることの確認をすることができる書

類として申請要領において定める書類（イの通知書で当該確認をすることができない場合に限る。）

オ 第4項第2号イからキまで及びケからスまでに規定する主観的事項について主観点の算定を受けようとする場合にあっては、それぞれ申請要領において定める書類

カ その他申請要領において必要とされた書類

（3） 登載業種数の上限

資格者名簿への登載業種数は、6を上限とする。

3 資格審査

資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

（1） 金銭的信用及び契約履行に関する誠実性

（2） 客観的事項

経営事項審査の項目

（3） 主観的事項

次項第2号に定める項目

4 決定数値及び格付け

前項第2号及び第3号に掲げる項目については、資格審査において、決定数値を算定し、資格者名簿に登載する。決定数値は、市内企業（一般競争入札にあっては入札方式に応じ高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）第4条第4項第1号又は高松市制限付き一般競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）第3条第4項第1号に、指名競争入札にあっては入札方式に応じ高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成17年6月1日施行）第1項第1号又は高松市建設工事指名競争入札等業者選定要領（令和6年11月18日施行）第4条第5項第1号に規定する市内企業をいう。以下同じ。）にあっては第1号に掲げる数値と第2号に掲げる数値との合計とし、市内企業以外の者にあっては第1号に掲げる数値とする。この場合において、別表の左欄に掲げる業種については、市内企業をそれぞれ同表の右欄に掲げる等級区分により格付けするものとする（格付けは、決定数値を別に定める格付基準に対応させ、高松市工事請負等審査委員会規程（平成27年高松市規程第3号）に定める高松市工事請負等審査委員会の審査を経て、決定するものとする。）。市内企業以外の者について設定する入札参加資格は、当該案件において市内企業について設定する資格としての等級（決定数値）の下限值以上であることを基本とする。

（1） 客観的事項の数値

経営事項審査の結果における当該業種の総合評定値

(2) 主観的事項の数値

次のアからセまでに掲げる数値の合計により算出される数値

ア 工事成績に関する事項

令和9年1月1日（中間年資格審査等並びに第7項に規定する決定数値の再算定及び再格付けにあつては、令和10年1月1日とする。以下この号ア及びセにおいて「工事成績及び指名停止に係る審査基準日」という。）前4年における高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した工事（業種が同じもので、かつ、しゅん工検査に合格した日が工事成績及び指名停止に係る審査基準日前4年間内のものとし、施行令第167条の2第1項第5号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第5号の規定を適用し随意契約により施行した緊急工事その他工事成績の評定を行わないこととしている工事）の工事成績（共同企業体に係る工事成績は、その代表者である企業の工事成績とする。）をその契約金額（共同企業体の代表者に係るものにあつては、出資比率に応じた契約金額）で加重平均した値（1未満の端数は、四捨五入する。）から65を控除して得た数（65を控除して得た数が零を下回る時はマイナスの評価とする。ただし工事成績の件数が1の場合において、65を控除して得た数が零を下回るとき、及び工事成績を有しないときは、いずれも零とする。）に5を乗じて得た数値

イ 保有技術者に関する事項

当該業種に係る経営事項審査における業種別1級技術職員（以下「当該業種1級技術職員」という。）の保有数に4を乗じて得た数と当該業種に係る経営事項審査における業種別監理技術者補佐、2級技術職員及び登録基幹技能者（以下「当該業種2級技術職員等」という。）の保有数（15を超える場合は、15とする。）に1.5を乗じて得た数（1未満の端数は、切り上げる。）との合計（80を超える場合は、80とする。）

ウ 継続教育に関する事項（土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事及び設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事及び清掃施設工事）に限る。）

当該業種に係る経営事項審査で加点対象となる1級技術職員及び当該業種2級技術職員等に係る継続教育の取得単位数（土木一式工事及び水道施設工事にあつては（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会又は（公社）土木学会が、建築一式工事にあつては（公社）日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体C P D協議会が、設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事及び清掃施設工事）にあつては（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本技術士会又は建築設備士関係団体C P D協議会が認定する5年間の単位数（証明期間の最終日が、申請書提出期限の日前1年以内のものに限る。）の合計について次の

区分により算定した数値（建築設備士関係団体C P D協議会の認定について同協議会による証明が得られない場合には、当分の間、同協議会がその構成員である建築C P D情報提供制度により認定された単位数の証明で代えることができる。この情報提供制度による証明の場合は、（公社）日本建築士会連合会による認定と重複して算定しない。）

（ア） 150以上の場合 20

（イ） 120以上150未満の場合 16

（ウ） 90以上120未満の場合 12

（エ） 60以上90未満の場合 8

（オ） 30以上60未満の場合 4

エ 工事の品質確保に関する事項

審査基準日（第7項に規定する決定数値の再算定及び再格付けにあつては、令和8年11月1日とする。以下この号において同じ。）において国際標準化機構が定めたISO9001の規格により登録されている場合 10

オ 環境対策に関する事項

次の区分により算定した数値（重複して算定しない。）

（ア） 審査基準日において国際標準化機構が定めたISO14001の規格により登録されている場合 10

（イ） 審査基準日においてエコアクション21について（一財）持続性推進機構に認証・登録されている場合 10

カ 市内在住保有技術者に関する事項

市内在住1級技術職員（当該業種1級技術職員であつて、申請日の属する年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書（審査基準日時点で当該通知書に登載されている者が対象となる。以下このカにおいて単に「特徴通知書」という。）で課税人員又は非課税人員とされたものをいう。以下同じ。）の数に10を乗じて得た数と市内在住2級技術職員等（当該業種2級技術職員等であつて、特徴通知書で課税人員又は非課税人員とされたものをいう。以下同じ。）の数に4を乗じて得た数との合計（60を超える場合は、60とする。）

キ 災害時の活動に関する事項

自社又は加入している団体等が審査基準日において高松市と災害協定を締結している場合等又は審査基準日において高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき表示証の交付を受けている場合 次の区分により算定した数値（重複して算定しない。）

区	分	数値
---	---	----

自社又は加入している団体等が高松市と災害協定を締結している	種々の公共土木施設及び土地改良施設を対象とした災害協定を締結している場合	10
	その他	8
会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている	認定期間が5年を超える場合	10
	認定期間が5年以下の場合	8
加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている（当該締結者たる団体等が高松市と確認書を交わしている場合に限る。）		8

備考 「認定期間」とは審査基準日において当該協力事業所の認定期間が引き続いている期間をいい、起算日は審査基準日である。

ク 建設機械の保有に関する事項

経営事項審査で対象となる建設機械の保有台数 1台につき1（上限10台）

ケ 安全対策に関する事項

審査基準日において建設業労働災害防止協会香川支部に加入している場合 5

コ 障がい者雇用に関する事項

審査基準日において次の(ア)及び(イ)に該当する場合にあっては、それぞれ(ア)及び(イ)に定める数値

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者については、障がい者を法定雇用率を満たすとされる数以上雇用する場合 10

(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がない者については、障がい者（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者であって、(ア)の法定雇用率の対象となるものをいう。）を1人以上雇用している場合 10

サ 次世代育成支援に関する事項

審査基準日において次の(ア)及び(イ)に該当する場合にあっては、それぞれ(ア)及び(イ)に定める数値（重複して算定しない。）

(ア) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、所轄都道府県労働局長に提出済みである場合 10

(イ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による育児休業、子の看護休暇及び育児のための所定労働時間の短縮措置又はその代替措置について就業規則（就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務（労働基準法（昭和22年法律第49号）第

８９条）の適用がない企業については、就業規則に準ずるものであって、従業員に周知されたものを含む。）に規定している場合 １０（一部を規定している場合（育児休業について規定している場合に限る）は、５）

シ 人権啓発の取組に関する事項

次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、それぞれ（ア）及び（イ）に定める数値（重複して算定しない。）

（ア） 令和７年度及び令和８年度開催の高松市人権・同和問題啓発講座（中間年資格審査等並びに第７項に規定する決定数値の再算定及び再格付けにあっては、令和８年度又は令和９年度開催の高松市人権・同和問題啓発講座）を受講した場合 いずれの講座も受講したときは１０、いずれかの講座のみ受講したときは５

（イ） 社内において次のいずれかの研修を令和７年１２月１日（中間年資格審査等並びに第７項に規定する決定数値の再算定及び再格付けにあっては、令和８年１２月１日）前２年間の各１年間に於いて少なくとも１回以上実施した場合 いずれの１年間も実施したときは１０、いずれかの１年間のみ実施したときは５

a 人権教育に関する研修講師についての高松市の人材情報等を活用し、講師を招いて行う人権に関する研修

b （ア）の講座の受講者等が行う人権に関する研修

c 教材等を用いて実施する人権に関する研修

ス 保護観察対象者等の雇用促進に関する事項

審査基準日において次の（ア）及び（イ）に該当する場合にあっては、それぞれ（ア）及び（イ）に定める数値（重複して算定しない。）

（ア） 高松保護観察所に協力雇用主として登録されている場合 ５

（イ） （ア）に該当し、かつ、審査基準日以前の１年間に於いて、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を通算３か月（又は９０日）以上雇用している場合 １０

セ 指名停止に関する事項

工事成績及び指名停止に係る審査基準日前１年間に高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）による指名停止の期間がある場合 指名停止月数（１月に満たない端数は１月とみなす。ただし、工事成績及び指名停止に係る審査基準日又はその１年前の日のそれぞれの前後にまたがる期間について１月に満たない端数が２個ある場合においては、後の当該端数は切り捨てる。）にマイナス１０を乗じて得た数

５ 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載

- (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、各発注機関が、市内企業及び市内企業以外ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種、決定数値（客観点数・主観点数の内訳を含む。次号において同じ。）、等級その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号の規定による公表をもって通知に代えるものとする。
- (2) 資格者名簿は、次号本文に定める有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住所又は所在地、業種、決定数値及び等級をホームページ（発注機関に応じ、契約監理課ホームページ及び病院局ホームページ）において公表するものとする。
- (3) 資格者名簿の有効期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、資格者名簿の有効期限を待たずして経営事項審査の有効期限が超過した者については、当該事由発生日以降において、資格者名簿に登載されていない者とみなす。なお、決定数値及び格付けの有効期間は、令和10年3月31日までとする。
- 6 中間年における資格審査の申請（資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）に係る業種の追加を含む。）
- 令和10年4月1日から令和11年3月31日までを中間年における資格者名簿の有効期間として、資格審査の申請（有資格者に係る業種の追加を含む。）の受付を次により行うこととしている。その詳細は、令和9年10月に告示する。
- (1) 申請書類の提出期間 令和9年12月における15日間
- (2) 提出を要する書類等 第2項に準ずる。
- 7 決定数値の再算定及び再格付け
- 令和10年4月1日から令和11年3月31日までを有効期間として、決定数値の再算定及び再格付けを次により行うこととしている。その詳細は、令和9年10月に告示する。
- (1) 決定数値の再算定及び再格付けに係る申請書類の提出期間 令和9年12月における15日間
- (2) 提出を要する書類等
- ア 市内企業 客観的事項の数値及び第4項第2号イからキまで及びケからスまでに係る主観的事項の数値の算定に要する書類
- イ その他の者 客観的事項の数値の算定に要する書類
- 8 共同企業体に関する事項
- 経常建設共同企業体については、資格審査の対象としない。
- 9 変更届
- 有資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その都度速やかに、変更届を発注機関に提出しなければならない。

- (1) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 次の事項について変更があったとき。
 - ア 商号又は名称
 - イ 住所又は所在地
 - ウ 代表者又は受任者（法人にあっては、役職名を含む。）
 - エ 電話番号
 - オ 経営の規模
- (3) 法に基づく許可の更新を受けたとき。

1 0 入札参加資格の承継

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからオまでに掲げる者は、発注機関に対し、入札参加資格の承継の承認の申請をすることができる。
 - ア 有資格者が他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）と合併したとき 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - イ 有資格者が会社分割したとき 分割により資格者名簿の登載に係る営業の全部を承継した法人
 - ウ 有資格者又は無資格者が他の有資格者から資格者名簿の登載に係る営業の全部の譲渡を受けたとき 営業譲渡を受けた法人
 - エ 無資格者である個人が有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）から資格者名簿の登載に係る営業の全部の譲渡（相続を含む。）を受けた場合において、営業の同一性が認められるとき 当該譲渡を受けた者
 - オ 有資格個人が法人組織に変更した場合において、営業の同一性が認められるとき 当該法人
- (2) 前号の申請をしようとする者は、承継承認申請書に第2項に規定する書類及び当該承継を証する書類を添付して、発注機関に提出するものとする。ただし、発注機関においてその必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。
- (3) 入札参加資格の承継について発注機関の承認を得たときは、直ちに資格者名簿を訂正して、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

1 1 入札参加資格及び格付けの再認定

- (1) 有資格者は、次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったときは、直ちに入札参加資格及び格付けの再認定を受けなければならない。
 - ア 会社が合併したとき。
 - イ 会社が営業譲渡を行ったとき。
 - ウ 会社が会社分割をしたとき。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた

とき。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。

カ その他発注機関が必要と認めたとき。

(2) 前号の再認定を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書に同号の再認定に必要な書類として発注機関が定める書類を添付して、発注機関に提出しなければならない。

1.2 入札参加資格の取消し

(1) 発注機関は、有資格者が、特別の理由がある場合を除き、次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すものとする。

ア 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 11 号のいずれかに該当することとなったとき。

イ 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたと認められるとき。

ウ 有資格者から資格の取消しの申出があったとき。

(2) 第 9 項の規定により変更の届出をする必要があるにもかかわらず、当該届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

(3) 前 2 号の規定により資格を取り消したときは、資格者名簿から抹消するとともに、当該取消しに係る者に通知するものとする。

1.3 その他

(1) 添付書類が外国語で記載されているときは、日本語の訳文を付記するか、添付すること。

(2) 次の事項につき同意した上で、資格審査の申請をすること。

ア 資格者名簿に登載されていても、必ずしも指名を受けられるとは限らないこと。

イ 高松市が、高松市建設工事指名競争入札等業者選定要領、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準等（いずれも契約監理課ホームページに掲載）にあるとおり、市内企業への優先発注を行っている（市長以外の発注機関においても、同様である。）こと。

ウ 高松市指名停止等措置要綱別表各号又は高松市病院局指名停止等措置要綱（平成 25 年高松市病院局告示第 6 号）別表各号の措置要件に該当した場合は、指名停止等の措置を受けること。

エ 次の事項がインターネット等を利用して公表されること。また、(イ)に掲げる事項については、報道発表が行われること。

(ア) 資格者名簿の登載事項

(イ) ウによる指名停止の措置、入札参加資格の取消しを受けた場合は、その事実

(ウ) 競争入札及び随意契約の結果（案件名、契約の相手方の名称及び所在地、契約金額、入札参加者の名称及び入札金額等）

(3) かがわ電子入札システムにより市に対してなされた電磁的記録による資格審査の申請は、発注機関に対してなされたものとみなす。

別表（第4項関係）

業種	等級区分
土木一式工事	A B C D
建築一式工事	A B C D
電気工事	A B C
管工事	A B C

備考

- 1 指名基準額は、別に定める格付基準によるものとする。
- 2 次の2業種におけるA等級については、それぞれに定める資格を有する者でなければならない。
 - (1) 土木一式工事 市内在住1級技術職員又は市内在住2級技術職員等を1人以上（設計金額6,000万円以上の土木一式工事に係るA等級にあっては、市内在住1級技術職員を1人以上）有する者
 - (2) 建築一式工事 市内在住1級技術職員又は市内在住2級技術職員等を1人以上（設計金額9,000万円以上の建築一式工事に係るA等級にあっては、市内在住1級技術職員を1人以上）有する者